

《令和8年1月募集》市営住宅の募集及び公開抽選について

福井市では、福井市営住宅条例 第9条 第2項に基づき、申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居者を決定しています。

1 募集団地

※社会情勢等により、募集の内容に変更が生じる場合があります。変更が生じた場合、申込者の方には個別に連絡いたします。

(1) 東安居団地

間取り	戸数	部屋番号	家賃(円)※1	備考
1LDK	1戸	A-102(1階)	21,800～ 42,900	・エレベータ有 ・単身入居可
2DK	1戸	C-502(5階)※2	25,700～ 50,500	・エレベータ有 ・ <u>単身入居不可</u>
2DK	1戸	D-404(4階)※2	24,900～ 48,900	・エレベータ有 ・ <u>単身入居不可</u>

(2) 福団地

間取り	戸数	部屋番号	家賃(円)※1	備考
2K	1戸	D-312(3階)	18,700～ 36,800	・エレベータ有 ・単身入居可
3DK	1戸	C-205(2階)	30,400～ 59,700	・エレベータ有 ・ <u>単身入居不可</u>

(3) 社団地

間取り	戸数	部屋番号	家賃(円)※1	備考
1K	1戸	2-51(2階)※3	11,800～ 23,300	・エレベータ無 ・単身入居可

※1 家賃は、入居される方の収入等により変動します。

※2 東安居団地 C-502 と D-404 は、2DK で同じタイプであるため、一括で募集、抽選を行います。

※3 11月募集にて入居者が決定しなかったため、再募集します。(広報ふくいには掲載されておりません)

2 申込について

(1) 募集期間

令和8年1月5日(月)～1月23日(金)15時まで

(2) 場 所

福井市役所 本館4階 市営住宅課

(3) 必要書類等

- ・申込みを行う方の状況により異なります。市営住宅にご相談の上、ご準備ください。
- ・優先入居※4による倍率優遇措置を希望する場合は、申込書類に加えて、「優先入居対象区分申出書」とその他添付書類が必要です。

(4) 注意事項

- ・申込みには市営住宅の申込資格を満たしている必要があります。申込資格は、市ホームページでご確認いただくか、市営住宅課へご連絡ください。
- ・優先入居対象区分申出書を提出された方は、抽選回数が1回増えます。

- ・令和7年5月以降の抽選会で3回以上落選された方は、抽選回数が1回増えます。
- ・希望団地が複数ある場合は、「入居希望団地申出書^{※5}」をご提出ください。
- ※4 福井市の優先入居制度の詳細については5ページをご確認ください。
- ※5 複数団地を希望の場合でも、抽選に参加できるのは1回のみとなります。

3 抽選について

(1) 日時 令和8年2月4日(水)

① 東安居団地 (単身可：A-102：1LDK)	受付開始 9：40	抽選開始 10：00
② 東安居団地 (単身不可：C-502：2DK)	受付開始 10：40	抽選開始 11：00
(単身不可：D-404：2DK)	※一括で抽選を行います	
③ 福団地 (単身可：D-312：2K)	受付開始 13：40	抽選開始 14：00
④ 福団地 (単身不可：C-205：3DK)	受付開始 14：40	抽選開始 15：00
⑤ 社団地 (単身可：2-51：1K)	受付開始 15：40	抽選開始 16：00

(2) 会場 福井市役所 本庁 本館8階 8A会議室

(3) 抽選方法

- ・2台の抽選機を使用して抽選を行います。
- ・抽選機1号機に「1」から「50」までの数字が書かれた玉を入れます。
- ・当日の受付順に、事前に案内された回数だけ参加者が抽選機を回します。
- ・出玉を抽選機2号機に入れます。
- ・職員が抽選機2号機を回し、最初に出た数字と同じ数字を持っている人が当選者となります。2番目に出た数字^{※6}と同じ数字を持っている人が補欠者となります。
- ・東安居団地 C-502 と D-404 の抽選については、最初に出た数字と同じ数字を持っている方を当選としてどちらかを選んでいただき、2番目に出た数字^{※6}と同じ数字を持っている方が、もう片方に当選とします。3番目に出た数字^{※6}と同じ数字を持っている人が補欠者となります。

※6 当選者が複数の数字を持っていて、2回目(3回目)の抽選で当選者がもつ数字が出た場合は、再抽選となります。

(4) 注意事項

- ・抽選に参加される方は、時間厳守でお願いいたします。
抽選開始時刻に遅れた方は、抽選に参加できません。
- ・必ず身分証明書を持参し、できる限り少ない人数でお越しください。
- ・抽選に入居予定者以外の代理人を選定する場合は、前日までに市営住宅課へご連絡ください。ご連絡がない場合、入居予定者以外の方は抽選に参加できません。
- ・抽選の結果、当選された方には契約に関する書類を後日郵送します。その日から原則10日以内に書類を完備し契約となります。また、契約日(鍵渡し日)から原則10日以内に入居していただきます。ご事情により期間の延長を希望される場合は、手続きが必要となります。



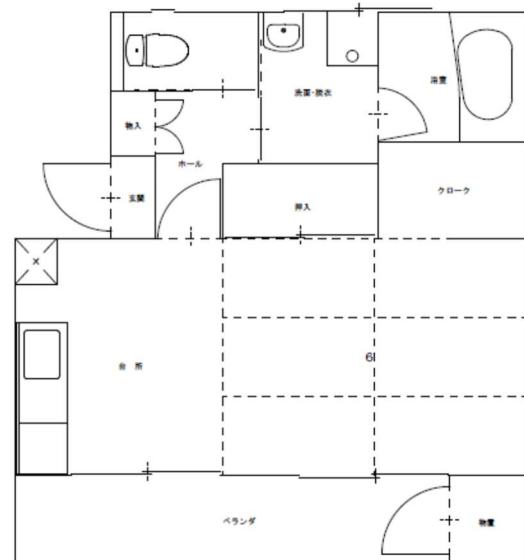
募集団地間取り図（縮尺は任意です。左右反転の場合があります）

【東安居団地 A 棟 102 号室（1LDK）】	【東安居団地 C 棟 502 号室（2DK）】
【東安居団地 D 棟 404 号室（2DK）】	【福団地 D 棟 312 号室（2K）】

【福団地 C 棟 205 号室 (3DK)】



【社団地 2 号館 51 号室 (1K)】



優先入居制度について

福井市では、高齢者世帯や子育て世帯等の特に配慮が必要と考えられる世帯が、優先的に公営住宅等に入居できるよう、「優先入居制度」を実施しています。

(1) 優先入居の申込みについて

優先入居を希望する方については、申込書に併せて「優先入居対象区分申出書」と、添付書類※をご提出いただく必要があります。

〈優先入居対象者〉

優先入居対象区分	概要
高齢者世帯	入居予定者全員が60歳以上である（配偶者の場合は一方が60歳以上である）世帯
障がい者世帯	入居予定者の中に、身体1～4級、精神1～3級、知的障がいのいずれかを持つ者がいる世帯
子育て世帯	18歳未満のこどもがいる世帯
若年夫婦世帯	夫婦の一方が40歳未満である世帯
生活保護世帯	生活保護を受給している世帯
DV被害者を含む世帯	DV被害相談窓口等に被害を相談している者がいる世帯
犯罪被害者を含む世帯	
中国残留法人支援を受けている世帯	

※各区分の添付書類については市営住宅課までお問い合わせください。

(2) 抽選方法について

- ・福井市の優先入居における優先方法は、倍率優遇措置を採用しています。
- ・優先入居を希望される方は、上表の優先入居対象区分に該当するかによって、抽選機を回す回数が変わります。
- ・「優先入居対象区分申出書」を提出された方は抽選機を回す回数が2回となります。
- ・1年間で落選回数が3回以上の方も、2回まわすことができます。
- ・優先入居対象者であり、かつ1年間で3回以上落選している方は、3回まわすことができます。

※抽選の参加者全員の抽選回数が同じになる場合は、抽選回数は1回となります。

	優先入居対象者	多数回落選者※	優先入居対象者 かつ多数回落選者※	該当なし
抽選回数	2回	2回	3回	1回

※多数回落選者に関しての落選回数は、令和7年5月の抽選会からカウントします。